

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 資料編 青少年に関する主な審議会等.....          | 83 |
| 1 東京都青少年問題協議会（生活文化スポーツ局）.....   | 83 |
| 2 東京都青少年健全育成審議会（生活文化スポーツ局）..... | 83 |
| 3 東京都子供・若者支援協議会（生活文化スポーツ局）..... | 84 |
| 4 東京都児童福祉審議会（福祉局）.....          | 84 |
| 5 東京都子供・子育て会議（福祉局）.....         | 85 |
| 6 こども未来会議（子供政策連携室）.....         | 85 |

## 資料編 青少年に関する主な審議会等

### 1 東京都青少年問題協議会（生活文化スポーツ局）

青少年問題協議会は、青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申するための知事の附属機関である。

昭和28年7月に制定された「地方青少年問題協議会法」を受け、東京都は、同年10月、「東京都青少年問題協議会条例」を制定し、東京都青少年問題協議会を設置した。

- 事業開始年度 昭和28年度
- 根拠法令等 地方青少年問題協議会法、東京都青少年問題協議会条例
- 構成 会長 知事  
委員 35人以内  
(都議会議員 6人、学識経験者 16人以内、関係行政機関の職員 5人以内、東京都の職員 8人以内)
- 事業実績
  - 第30期答申（平成27年8月20日）  
東京都子供・若者計画答申～社会に参加し、社会を形成する若い力を育む～
  - 第31期緊急答申（平成29年5月30日）  
児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について
  - 第31期意見具申（平成30年7月31日）  
生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援について
  - 第32期答申（令和2年4月）  
「東京都子供・若者計画（第2期）」について
  - 第32期答申（令和2年12月17日）  
SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成
  - 第33期答申（令和5年7月27日）  
犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援

### 2 東京都青少年健全育成審議会（生活文化スポーツ局）

東京都青少年健全育成審議会は、知事が東京都青少年の健全な育成に関する条例第18条の2の規定に基づき、青少年を健全に育成することを目的として、図書類、映画等、がん具類、刃物及び広告物について、推奨、指定又は措置命令をするに当たり、世論の代表として適切な審議を行い、もって公正な意見を述べるために設置した知事の附属機関である。

審議会は業界に関係を有する者3人以内、青少年の保護者3人以内、学識経験を有するもの8人以内、関係行政機関の職員3人以内及び東京都の職員3人以内、計20人以内の委員で構成されている。また平成13年の条例の一部改正により、必要があるときは、専門委員を置くことができることになった。

令和5年度は、8回開催され、優良映画及び青少年の健全な育成を阻害する図書類に関する諮問に対し審議し、8本の優良映画の推奨及び6冊の図書類の指定について答申した。

審議会の資料等については下記のHPのとおり

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin\\_anzen/about/kaigi/jakunen-shien/kenzensin/index.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/kaigi/jakunen-shien/kenzensin/index.html)

### 3 東京都子供・若者支援協議会（生活文化スポーツ局）

東京都子供・若者支援協議会は、平成21年に制定された「子ども・若者育成支援推進法」を受け、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、設置された機関である。

事業開始年度 平成26年度

根拠法令等 子ども・若者育成支援推進法 東京都子供・若者支援協議会設置要綱

構成 会長 生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援担当部長

委員 教育、保健・医療、福祉、矯正・更生保護、雇用等の各分野の機関

開催状況（代表者会議）

第1回（平成26年3月3日）

第2回（平成26年12月10日）

第3回（平成27年12月16日）

第4回（平成29年2月8日）

第5回（平成30年2月16日）

第6回（平成31年2月8日）

第7回（令和2年1月15日）

第8回（令和3年3月3日）

第9回（令和4年1月21日）

第10回（令和5年3月24日）

第11回（令和6年2月5日）

### 4 東京都児童福祉審議会（福祉局）

東京都児童福祉審議会は、児童福祉法第8条第1項に基づき、①児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項②母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項③母子保健に関する事項を調査審議することを目的として設置された、知事の附属機関である。

里親の認定や、児童相談所の措置に係る知事の諮問に答えているほか、児童虐待死亡事例等の検証等を行っている。

委員は、児童等の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者の中から、定員35人以内を知事が任命し、任期は2年となっている。定数以外に臨時委員を置くことができる。

審議事項は、知事から諮問を受けたものに限定されるものではなく、社会の問題を見据え、広く自主的に問題提起を行い、調査・審議し、必要に応じ積極的に関係行政機関に対して意見具申することができる。

令和5年1月、「～児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み

（子供アドボケイト）の在り方について～」をとりまとめ、提言を行った。  
審議会から出された提言については下記の HP のとおり。  
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/jifukushin/ikengushin.html>

## 5 東京都子供・子育て会議（福祉局）

東京都子供・子育て会議は、東京都子供・子育て会議条例に基づき、東京都子供・子育て支援総合計画の評価や変更に際し、あらかじめ意見を聴くとともに、子供・子育て支援施策の総合的、かつ計画的な推進に関して必要な事項及び施策の実施状況並びに幼保連携型認定こども園の認可等について、調査審議を行うための知事の附属機関である。

委員は、子供・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、定員 25 人以内を知事が任命し、任期は 2 年となっている。定数以外に臨時委員等を置くことができる。

審議会の資料等については下記の HP のとおり。  
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/kodomokosodatekaigi/index.html>

## 6 こども未来会議（子供政策連携室）

こども未来会議は、「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みにとらわれない幅広い視点で議論を行うことを目的として設置した会議である。

当会議は、こども未来会議設置要綱で定める委員により組織している。

会議の開催実績及び資料等については下記の HP のとおり。

<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/kodomo-mirai-kaigi/>